

確定拠出年金制度の運用改善等に関する 有識者懇談会(第2回)

ヒアリング資料

2026年6月5日

日本証券業協会
資産運用業協会
全国証券取引所協議会

確定拠出年金制度における証券業界・ 資産運用業界の役割と取組み

確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

日本証券業協会

全国の証券会社を構成員とする社団法人として1973年7月に設立。金融商品取引法(第67条の2第2項)の規定により内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会であり、2026年4月現在、会員(証券会社等)258社、特定業務会員(株式投資型クラウドファンディング専業会社等)14社および特別会員(銀行等)199機関をもって組織される。

資産運用業協会

投資者保護と投資者利便の両立のための自主規制と、資産運用業の改革・高度化と健全な発展に向けた取組を推進することを目的として、2026年4月に発足。金融商品取引法上の自主規制機関(第78条第1項:認定金融商品取引業協会)であり、2026年4月現在、正会員(投資運用業及び投資助言・代理業を営む者)937社及び賛助会員23社で組織される。

全国証券取引所協議会

全国の証券取引所を構成員として、1979年2月に発足。全国の証券取引所相互間の連絡協調を図り、証券取引所の機能発揮、証券市場の健全な発展に資することを目的に活動。現在は、日本取引所グループ(子会社として、東京証券取引所、大阪取引所)、札幌証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所により構成。

<証券業界・資産運用業界における企業型DC、iDeCoへの取組み状況>

1 主な証券会社による運営管理機関としての取組み

(1)企業型DCの受託状況

加入者数 86万人、規約数 653規約、資産残高 2兆円 (2024年9月)

(2)iDeCoの受託状況

加入者数 219万人、資産残高 3.3兆円 (2024年9月)

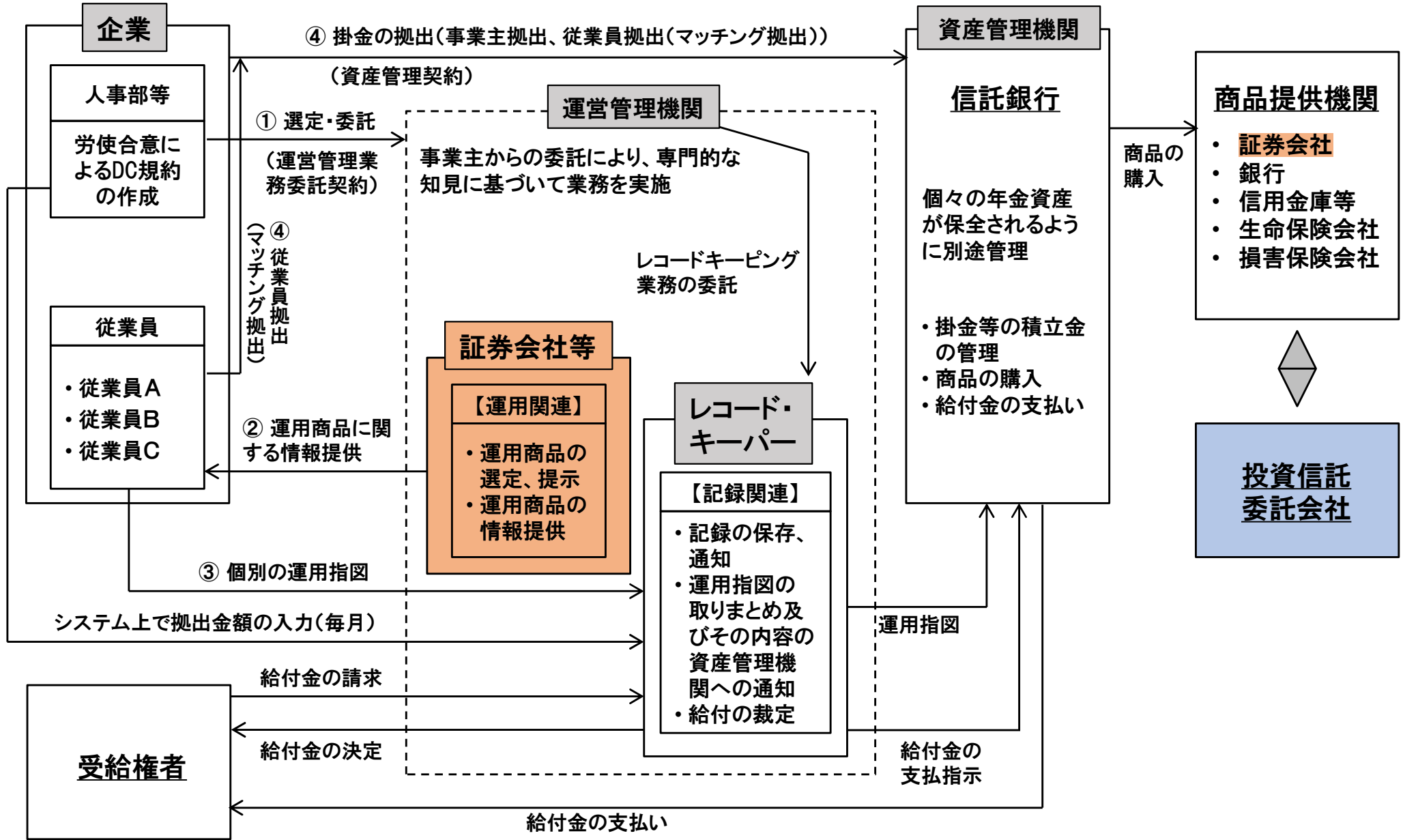
(いずれも金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」より)

2. 投資信託委託会社によるDC専用ファンドの提供

純資産総額 17.2兆円 (2026年3月。資産運用業協会推計)

3. 上記の三団体は連携して、企業型DC及びiDeCoの普及拡大に向けた取組みを推進

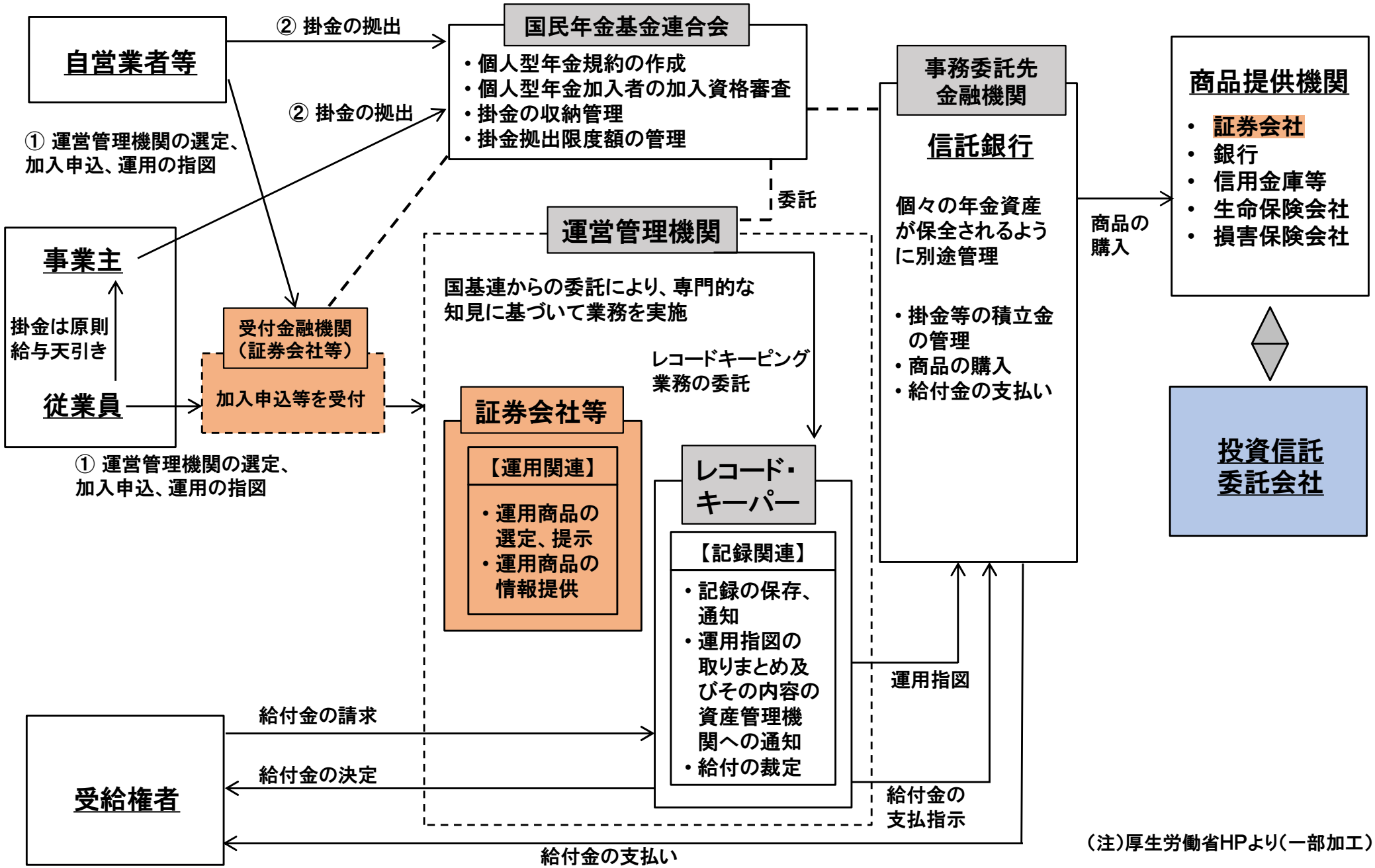
企業型DCのサービス提供者と役割の概要



(※) 運営管理機関は、資産管理機関及び商品提供機関を兼ねることが可能。また、事業主は運営管理業務を行うことが可能

(注)厚生労働省HPより(一部加工)

iDeCoのサービス提供者と役割の概要



(注)厚生労働省HPより(一部加工)

iDeCoに関する手数料の現状

➤ iDeCoの運営管理機関となっている証券会社は、現在8社。
各社は、運営管理機関としての事務に係る手数料を無料としている。
➡iDeCo加入のハードルを下げている

□ iDeCo加入者にかかる定期的な手数料

対象	手数料<税込>	
国民年金基金連合会	月額:105円 (年額:1,260円)	一律 ※ 2027年1月より月額120円に引上げ
事務委託先金融機関 (信託銀行)	月額:66円 (年額:792円)	ほぼ一律
運営管理機関	月額:0円~400円台	※ 2~300円台が多い ※ レコードキーパーへの手数料は運営管理機関への手数料に包含されている。

確定拠出年金制度の周知活動

証券業界・資産運用業界では、J-FLEC(金融経済教育推進機構)の活動も通じて、多様な制度周知活動を実施

<教材>



<セミナー>



<解説動画>

確定拠出年金を学ぼう



大江加代氏が解説！ サラリーマンが知っておくべき「確定拠出年金(DC)の基礎知識」



山崎俊輔氏が解説！ 確定拠出年金の基本～企業型DCの活用術～



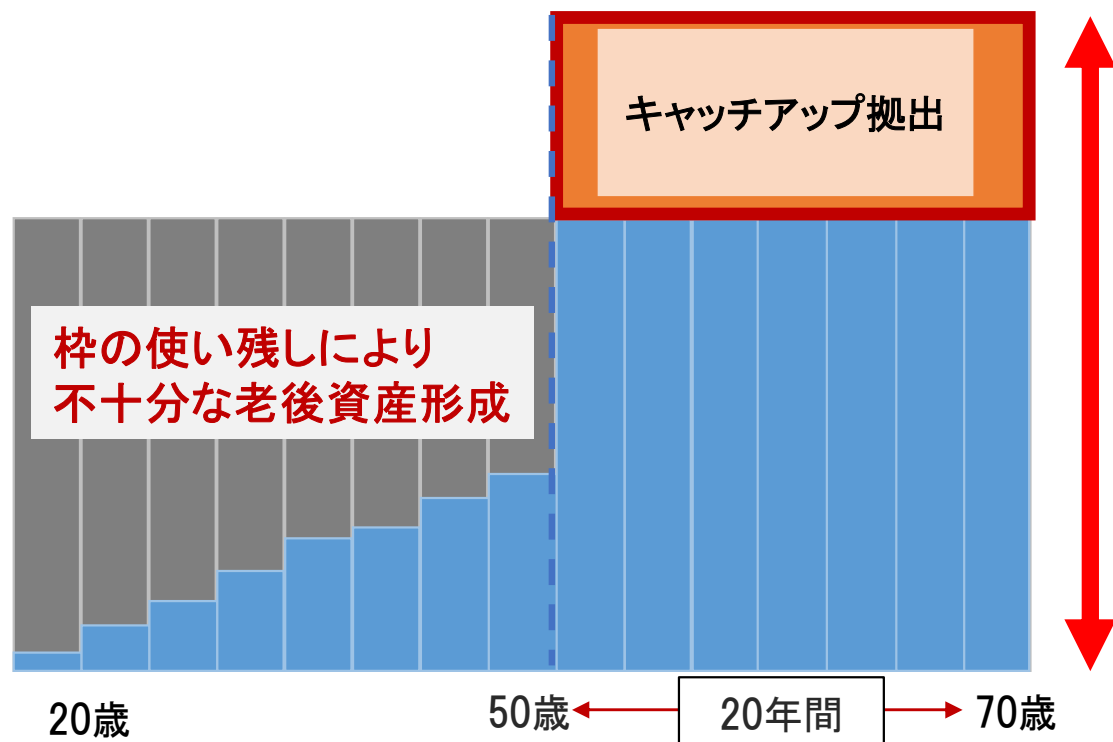
【新社会人必見！】確定拠出年金活用セミナー

確定拠出年金制度に関する要望

1. iDeCo・企業型DCの「キャッチアップ拠出」の創設

- 若年時ほど拠出額が少額であること、また就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者（特に団塊ジュニア世代）がおり、退職後に向けた資金形成が不十分なおそれがある。
- そこで、50歳以上の者については、「キャッチアップ拠出」を設け、老後資産の形成に向けて追加的な拠出を可能としてはどうか。

家計に余裕が出てくることが多い
退職準備世代へ追加枠を設定し、
十分な老後資産形成を可能に



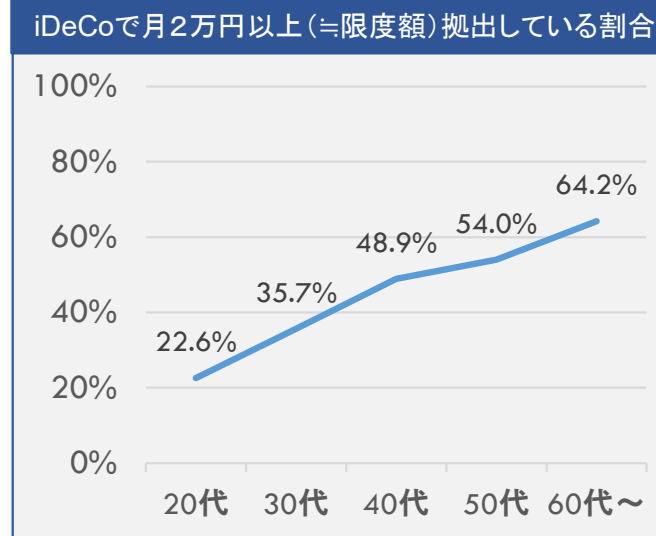
【参考】 米国におけるキャッチアップ拠出（2026年分）

50歳未満の拠出限度額：年間72,000ドル〔約1,123万円〕

↓
キャッチアップ拠出：年間8,000ドル（約125万円）

50歳以上の拠出限度額：年間80,000ドル〔約1,248万円〕

※1ドル≒156円（2026年4月末）で換算



（出所）国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」（令和7年3月末現在）第2号加入者のデータ

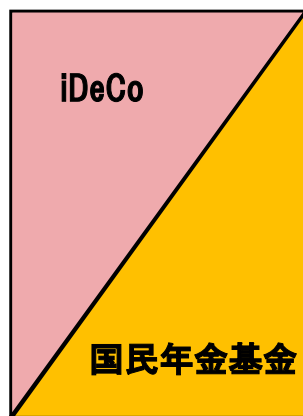
2. iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引上げ

- 高齢期に必要となる資産額の確保や、拠出限度額の分かりやすさの観点から、更なる拠出限度額の引上げを行ってはどうか。

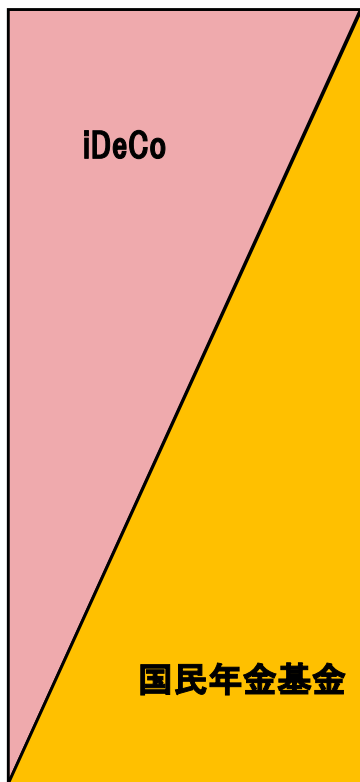
第1号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ

(6.8万円→) **7.5万円**



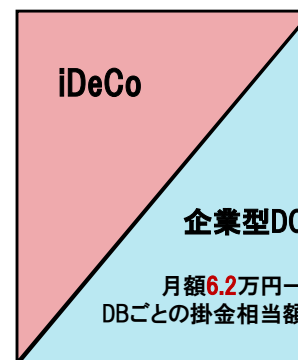
2027年拠出分から



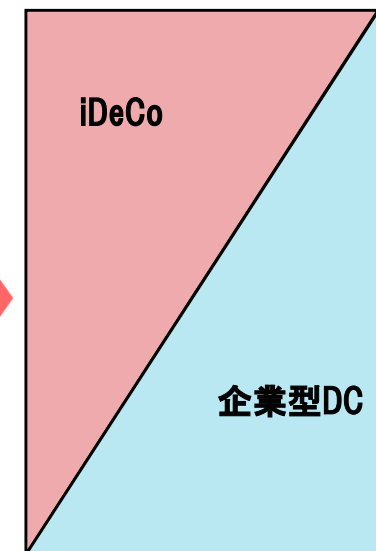
第2号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ

(5.5万円→) **6.2万円**



2027年拠出分から

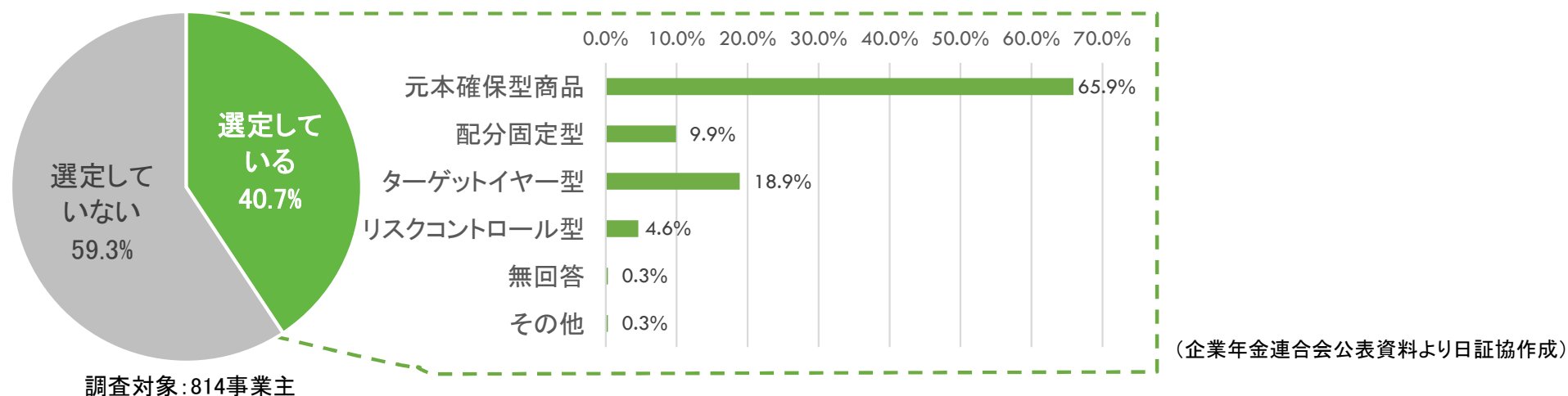


3. iDeCo・企業型DCの「指定運用方法」のあり方の見直し

- 物価が上昇するなど、経済・金融環境が変化してきている中、加入者の老後の所得確保を図るというDC制度の目的等を踏まえ、**指定運用方法の設定を義務化するとともに、長期的な資産形成に適したもの(ターゲットデートファンド等、元本確保型でないもの)を設定していない場合については、その理由を事業主(※)が加入者に対して説明することを義務付けてはどうか。**

※ iDeCoの場合は運営管理機関。企業型DCにおいても法令上の指定運用方法の設定主体は運営管理機関であるが、具体的な商品選定にあたっては労使での協議が必要。

【企業型DC】指定運用方法の選定状況等



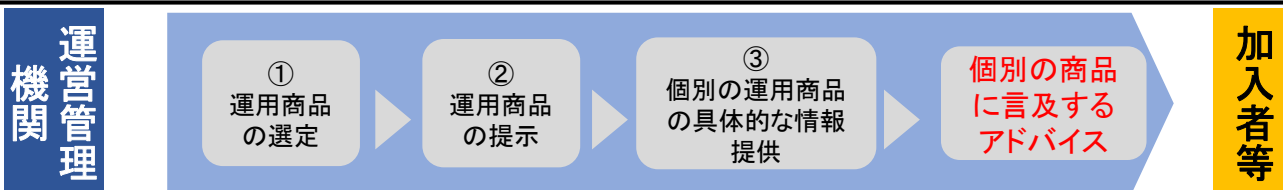
企業型DC		2022年9月末	2024年9月末
指定運用方法を選定している規約の割合		43%	49%
うち	投資信託を指定運用方法に選定している割合	31%	36%
	元本確保型商品を指定運用方法に選定している割合	69%	64%

調査対象: 7,656規約(2022年9月末)
8,218規約(2024年9月末)

(出所) 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」より日証協作成

4. 運営管理機関の「個別アドバイス」

- DCの加入者等が物価上昇率を下回る金利・利率の元本確保型商品で長期に運用していく場合、実質的な資産価値を毀損し続けることになるが、**足元において加入者等のうち約20%は元本確保型商品のみで運用している**。年金資産という性質を踏まえると、**物価上昇率を上回る運用収益率を安定的に確保していく観点から、個々人において適切な運用商品の選択がなされるようサポートしていくことが重要**。
- **加入者等には、自身のライフプランや収入、他の運用資産の状況に照らして、金融機関(運営管理機関)から、最適な商品についてアドバイスを受けたいというニーズが存在**。本協会が2023年に実施した委託調査では、加入者の約7割、加入検討中の者の9割弱が金融機関(運営管理機関)からの運用方法・運用商品に関する情報提供を便利に思うと回答。
- また、金融機関においても、加入者等に有益なアドバイスを行うことで、加入者等の最善の利益を追求し、資産運用のパートナーとしての信頼を得たいというニーズがある。
- しかしながら、確定拠出年金法では運営管理機関が加入者等に対して個別の運用商品について推奨や助言を行うことが禁止されている。「運営管理機関が金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。」との規定も存在するが、解釈上、明示しても不可とされている。
- **個々人の安定的な資産形成、適切な商品選択を促していくため、運営管理機関(金融機関)による個別商品の推奨・助言禁止の見直しを検討すべき**。



確定拠出年金法 第100条

第百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

六 加入者等に対して、**提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること**（当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。

確定拠出年金Q&A(令和6年12月1日施行) Q262-5②



【質問事項】 法100条6号括弧書きに基づき、加入者等に運用の方法に係る情報提供を行う営業職員は、金融商品取引業者として行うことを明示すれば、加入者に対し、DCにおける運用のアドバイスとして、運用商品の商品性・リスク等の説明を行ったり、加入者からの投資相談に乗ったりすることは可能か。

【回答】 情報提供又は投資教育の範囲であれば可能だが、**特定の商品の推奨は認められない**。

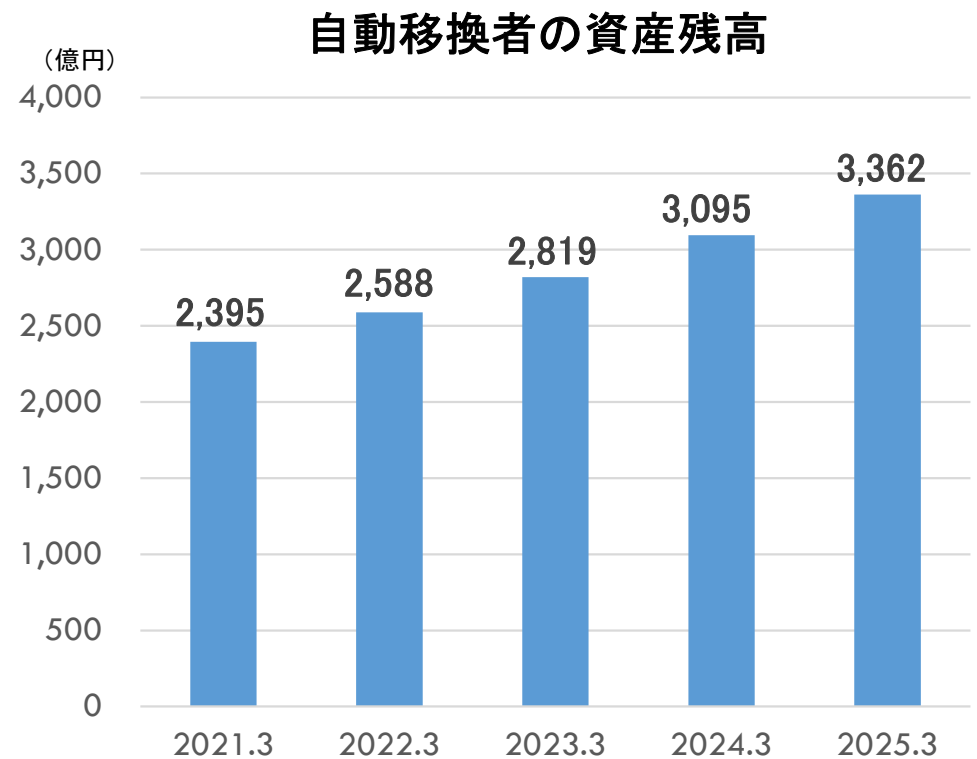
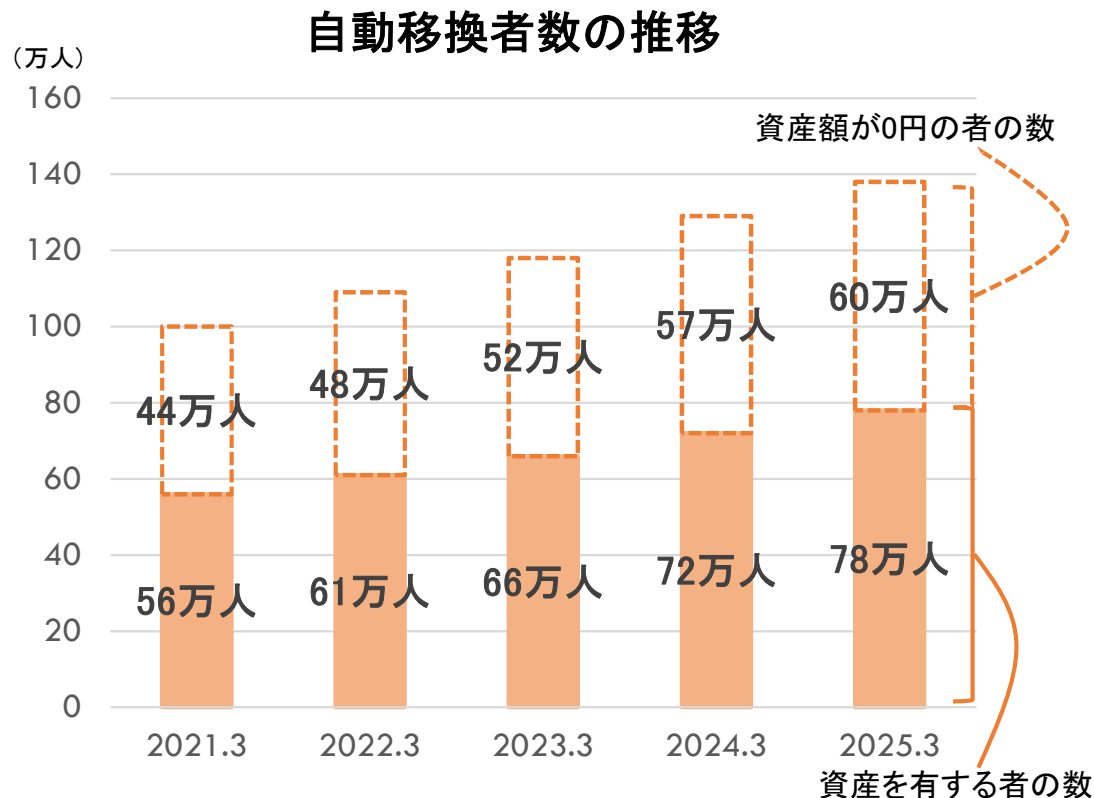
5. iDeCoにおける35本要件の緩和 / 商品除外手続きの簡素化

- 運営管理機関が提示できる運用商品数の上限が35本とされているが、iDeCoにおいては能動的な商品選択を行う加入者が多く、35本以内の限られた商品ではNISA等と比較して加入者の多様な運用ニーズに応えられていない。
- 証券会社にはNISAと同様の商品をiDeCoでも選択したいという加入者の声が寄せられている。また、NISAのつみたて投資枠の対象商品は350本(2026年4月15日現在)あるところ、例えばある証券会社では300本程度の商品を提供している中で、全ての商品が買付けられており、顧客の多様な運用ニーズを満たしている。
- 上記を勘案し、運用商品数の上限の撤廃又は緩和を行ってはどうか。

- 上記の運用商品数の上限撤廃・緩和が難しいのであれば、iDeCoにおける運用方法の除外方法の要件緩和を行ってはどうか。
- 具体的には、運用商品の入替えをしようとする場合において既にある運用商品を除外するには、除外しようとする商品に運用指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得る必要があるところ、本要件が運用商品の見直しを難しくしている面があるため、要件の緩和を行い、以下の取扱いを認めてはどうか。
 - ✓ 前提として、除外しようとする運用商品の新規の買付けは停止するものの、その運用商品の既保有者が継続して保有することは認める方法を想定。
 - ✓ そのうえで、運用商品の入替えが加入者等の利益となることを加入者等に説明することを前提に、加入者等の個別の同意を不要とする。
 - ✓ 運用商品の入替えを行うときは、十分な周知期間(例えば1年程度)を設定する。加入者等にはその期間内に別の運用商品の買付けに変更してもら(変更されないときは指定運用方法が適用される)。

6. 企業型DCの自動移換防止策

- 企業型DC加入者が転職等により加入資格を喪失した後6か月以内に資産移換等の手続きを行わない場合、**資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、運用が行われないうまま手数料が毎月引かれることになる。**
- 近年、自動移換者数や移換資産残高が増加するなか、**自動移換者の削減策や移換資産の目減り防止策を検討すべき。**



(出所) 国民年金基金連合会公表資料より日証協作成

7. iDeCoの加入手続き等の簡素化・オンライン化

- 加入・変更手続きの不備を減少させるため、**必要書類の徹底的な簡素化**を行ってはどうか。例えば以下に掲げる書類について廃止や簡素化が考えられる。
- また、加入手続きに1～2か月の期間が必要となっているところ、国基連における事務フローを簡素化して**加入手続きに要する期間を短縮する**とともに、加入者が手続きの進行状況を把握できるようにしてはどうか。
- 加えて、**令和7年中にe-iDeCoの運用が開始されたところであるが、加入・移換手続き等の幅広い事務手続きについても早期の電子化を実施してはどうか。**

廃止すべき書類例	理由
事業主払込に関する証明書(K-109A、K-109B)	加入申出書に、事業主に確認した旨のチェック欄を設け、登録事業所番号を記入することで足りるのではないか。
任意加入被保険者用別紙(K-018)	日本年金機構のデータと突合することで足りるのではないか。
加入者被保険者種別変更届 加入者登録情報変更届 (K-010A、K-010C、K-010D、K-032)	・日本年金機構のデータと突合することで足りるのではないか。 ・種別変更により拠出限度額を超過する場合は、自動減額を行うことで対応すればよいと考える。

内容を簡素化すべき書類例	内容・理由
個人型年金加入申出書(K-001)	日本年金機構や企業年金プラットフォームのデータとの突合で確認できる情報(例:「企業年金制度等の加入状況コード」「給付金・年金の受給状況」等)については加入者からの申出を不要としてはどうか。
加入者資格喪失届(K-015)	加入者資格喪失の選択肢が多く加入者の混乱を招くことから、日本年金機構や企業年金プラットフォームから確認できる選択肢は削除してはどうか。

8. iDeCo 拠出可能額の通知(見える化)

- iDeCoへの拠出可能額は他制度加入状況や事業主の拠出額(企業型確定拠出年金(DC)の事業主掛金額と確定給付年金等(DB)の他制度掛金相当額)によって変動するため、iDeCoの加入時にこれを容易に把握することのニーズが高い。
- 企業型DCのレコードキーパーでは、iDeCoの拠出可能額を閲覧する仕組みが存在するが、iDeCoと別制度であるうえ、これを閲覧するにはID・パスワードが必要となりアクセスは容易ではない。

⇒ 制度の分かりやすさの観点から、自分のiDeCo拠出可能額を直感的に把握できるような仕組みを整えてはどうか。

【参考】 現在のレコードキーパーを通じたiDeCoの拠出可能額の確認方法(例)

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

確定拠出年金Webサービス

氏名: 様 加入者番号:

プラン名 プラン番号 企業名

個人型年金に同時加入した場合の拠出可能見込額は、以下の「基本情報照会」内

●本Webサービスのご利用にあたっては、「ご利用上の注意」上の規定が適用されます。「ご利用

メインメニュー

資産評価照会 取引履歴照会 基本情報照会 運用商品預替 運用割合変更

基本情報照会

個人型拠出可能見込額の確認はこちら

iDeCo (個人型DC) 加入時の掛金額について

企業型加入者掛金を拠出しているため、個人型に加入することはできません。

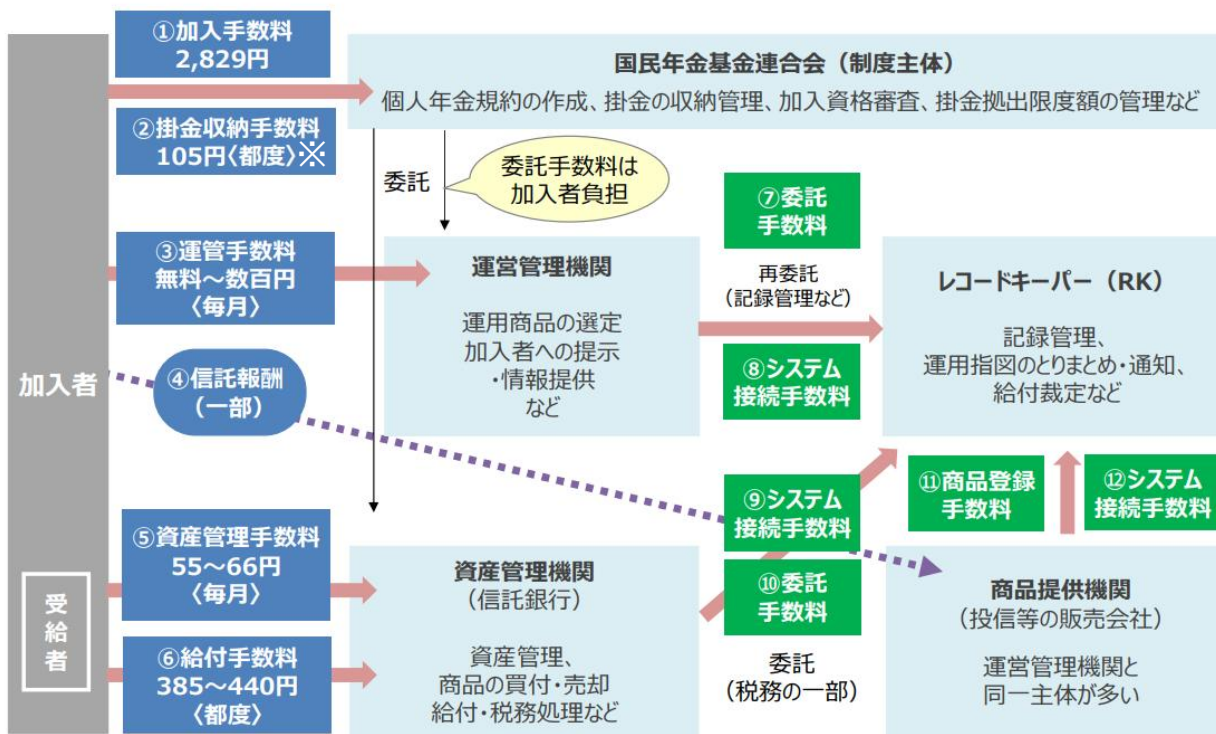
企業型に関する情報	法定拠出限度額(月額)	55,000円
	DB等の他制度掛金相当額	-
	事業主掛金額	円
	企業型加入者掛金額	円
	他制度加入有無	なし
企業型年単位化有無	なし	

※「企業型に関する情報」は次回拠出についての情報を表示しています。
 ※「年単位化」とは企業型年金規約において以下のいずれかが定められていることを言います。
 ・事業主掛金を毎月ではないサイクルで拠出すること
 ・1回の拠出で該当月1ヶ月分の法定限度額を超過して拠出すること

個人型拠出可能見込額 -

9. 国基連等の手数料の在り方を含めた事務フローの大胆な見直し

- iDeCoの制度が改正される都度、iDeCoの手続きが複雑になっており、加入への普及促進につながらないだけでなく、運営管理機関においても改正に対応するコスト負担が大きくなっている。
- 国基連をはじめとするiDeCoに関する手数料の在り方を含め、**事務フローの大胆な見直しを実施してはどうか。**



※ 2027年1月より月額120円に引上げ
 (出所) 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」
 (令和7年6月13日)

2. 家計の安定的な資産形成

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、**手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大膽な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。**

資産運用立国議連「日本成長戦略を金融面から支える『資産運用立国』のアップグレード(提言)」(令和8年5月14日)

家計の安定的な資産形成の促進

③ DCは、NISAと比べ多数の主体が関与する制度であるという実態を踏まえ、**手続の簡素化やコストの低減に繋げるよう、制度の効率化・シンプル化に向け、大膽な改革を次期年金制度改革までに検討し**(iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含む)、その結果に基づき所要の法令改正を行うべきである。検討に際しては、公平性の観点のみならず、運営管理機関の負担など制度の持続可能性にも配慮すべきである。

10. 運用指図者の移換金に指定運用方法を適用可能とすること

- 離転職後、新規拠出を行わない運用指図者としてiDeCoに加入する際、加入時に移換金の運用方法の指図が行われないケースがあり、結果的に未指図資産が増加している。
- 現行の法令上、新規拠出を伴う加入者については移管金にも指定運用方法が適用できるが、運用指図者の移換金に指定運用方法の適用はされない。

⇒ 運用指図者の移換金についても、指定運用方法を適用可能としてはどうか。

確定拠出年金法

(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)

第二十五条の二 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

一 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がその資格を取得したとき その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日

二 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であって、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されたとき その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

2 前項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間（次項において「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者（※）は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第一項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される事業主掛金等について運用の指図が行われていないものをいう。

※個人型年金加入者への読み替え規定あり（確定拠出年金法施行令第三十七条）

確定拠出年金Q&A Q148-3

【質問事項】 指定運用方法は運用指図者に適用されるか。

【回答】 運用指図者には適用されない。なお、猶予期間が経過する前に加入者でなくなった者には適用されない。